

答 申 第 6 号  
令和 5 年 3 月 3 日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井 上 典 之

議案及び議案参考資料の公開の在り方について（答申）

令和5年1月31日付高諮第2号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の意見

諮問のあった議案及び議案参考資料の公表について、高砂市情報公開条例に従った形で公開する。個人に関する情報については、平成24年11月29日の答申と同様、個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）に照らし合わせて、個人情報を公開することについての相当な理由がある場合又は第三者の権利を不当に侵害しない場合について議会に判断を委ねる。

なお、著作権については、少なくとも出所を明確に明示しておくことが必要である。ただ、写真に個人の顔が写っている場合は、個人情報の問題が発生するので、ボカスなどの処理が必要である。

2 審査会の判断理由

(1) 議案及び議案参考資料に掲載される個人情報の現状

市長が議会に提出する議案及び議案参考資料は、情報公開コーナーにおいて一般に閲覧できる（議会に提出されたものと同じもの）。また、本会議傍聴者についても閲覧できる。

今般、これらをインターネットを利用する方法により公表する予定である。掲載される個人情報として、住所、氏名、生年月日等が考えられる。

(2) 議案及び議案参考資料の個人情報の公開

高砂市情報公開条例第7条第2号では、不開示情報として、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とされている。ただし、慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報は、除かれている。既に情報公開コーナー等で閲覧できることを考えると、インターネットにおいても公開できるように考えられる。

一方、個人情報の保護に関する法律において、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合として、第69条第2項では、

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

とあり、たとえ本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断される場合であっても、(1)から(4)までのいずれかに該当すると認められるときに、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる」とされている。

議案及び議案参考資料をインターネットで公開するには、これらのうち(1)本人の同意があるとき、及び(4)のうち本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときが考えられるが、この2つの条件で議案及び議案参考資料を現状のように公開することは相当無理があると言える。そのため、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、個別の事案ごとに個人情報を伏せるなど一定の配慮が必要である。

また、担当者からの説明の中で議案参考資料の公表について、資料の入手方法によっては著作権が生じるとの問題を懸念されているが、著作権法では、第三節第五款に著作権の制限に関する規定があり、第30条（私的使用のための複製）から・・・第32条（引用）、・・・第40条（政治上の演説等の利用）、・・・第48条（出所の明示）など規定されているが、少なくとも出所を明確に明示しておくことが必要である。ただし、一点危惧されるのは、写真に個人の顔が写っている場合は、個人情報の問題が発生するので、ボカスなどの処理が必要である。

### 3 結論

以上のとおり当審査会は、上記1のとおり答申する。